ASBJ

第 550 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(3)-8
日付	2025 年 7 月 3 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 240 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 240 回金融商品専門委員会（2025 年 6 月 18 日開催）において、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の設例及び移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」（以下「金融商品会計 Q&A」という。）の見直しに関する検討、償却原価に関する IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の適用ガイダンスの取入れに関する検討、「金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針」（以下「予想信用損失適用指針」という。）の文案並びに補足文書に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（金融商品実務指針の設例及び金融商品会計 Q&A の見直しに関する検討についての意見）

全体的な意見

2. 金融保証契約の会計処理等の新たな設例を追加しないのか確認したい。

3. 移管指針の設例については、会計基準の内容についての理解を深めるために参考として示したものであることは記載しないのか確認したい。

償却原価法に関する金融商品実務指針の設例の修正についての意見

4. 設例 4、設例 6 及び設例 11 の見直しに関する事務局提案に賛成する。

5. 設例 4 の仕訳について、実効金利法による償却原価法において未収利息を計上する際に経過勘定を用いることとなるのか確認して頂きたい。

6. 設例 4 の実効金利法における定額法の説明について、「償却原価」という用語がどの時点のものを指すか明確ではないため、より理解しやすい表現として頂きたい。

7. 設例 16 を削除することには賛成するものの、貸付金及び債権に適用される実効金利法を示す設例が事務局提案にはないため、実効金利法の適用を示す設例を追加するか、満期

保有目的の債券の会計処理を示す設例 4 と同様の会計処理となることを金融商品実務指針の設例又は金融商品会計 Q&A に記載することを検討して頂きたい。

貸倒見積高の算定方法に関する定めの削除に関する金融商品実務指針の設例の修正についての意見

8. 設例 12 及び設例 13 は、ステップ 4 を適用する金融機関等にとって引き続き有用な設例となり得るため、削除せずに改正後の会計基準に即した内容に修正したうえで引き継ぐことを検討して頂きたい。

9. 金融商品実務指針第 118 項は劣後債権の貸倒引当金の算定方法を定めているため、資料(3)第 27 項の「減損プロジェクトの範囲外の定めである」という記載が正確か確認して頂きたい。

（IFRS 第 9 号の適用ガイダンスの取入れに関する検討についての意見）

10. IFRS 第 9 号 B5.4.6 項を取り入れずに B.26 項のガイダンスを取り入れると実務が混乱することとなると考えられるため、事務局提案に賛成する。

（予想信用損失適用指針の文案についての意見）

11. 「総額引受私募債」を「貸付金代替性私募債」という名称に見直している点に関し、この定義は企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」において別途定義することとなるのか確認したい。

12. 金融商品実務指針における貸倒引当金から生じる損益の表示に関する定めは、予想信用損失適用指針に移管した方が理解しやすいと考える。

13. 予想存続期間が 12 か月未満の債権等については、信用リスクが著しく増大しているか否かによって予想信用損失引当金の金額は変わらないと考えられる。この点、第 70 項の予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表の開示のためだけに信用リスクが著しく増大しているかどうか判定することが必要となるかという点を明確にすることを検討して頂きたい。

14. BC26 項の敷金やゴルフ会員権等については現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲する旨の記載について、原則通り予想信用損失を算定する未収金や建設協力金が「敷金やゴルフ会員権等」に含まれると誤解される可能性があるため、未収金や建設協力金の取扱いを明確にすることを検討して頂きたい。

15. BC28 項から BC32 項の範囲に関する記載に関し、契約資産やリース投資資産について予想信用損失適用指針においても言及することを検討して頂きたい。

（補足文書に関する検討についての意見）

16. 外部格付を利用した予想信用損失の算定方法及び特定のソブリン債の取扱いについての記載は実務の助けとなるため、満期保有目的の債券に係る予想信用損失の算定についての補足文書を作成することに賛成する。

17. 債券と貸付金ではリスク管理の方法や保有しているデータも異なるため、外部格付を用いた対応の例を示すことは、実務の助けになると考える。特に、資料(10)別紙 1 第 15 項における予想信用損失が計上されない場合があり得るという記載は、負担感の軽減に繋がるため強調して頂きたい。

18. 資料(10)別紙 1 第 3 項における予想信用損失適用指針第 49 項(5)の「類似企業の実績」について、(1)及び(3)とは異なり「実績」を「貸倒実績」としていない意図があるのか確認したい。また、予想信用損失適用指針第 49 項(5)は、トランシェによって分割されている証券化商品等について、他の発行体の類似したトランシェの債券の情報を用いることが可能であるということを意図しているのか確認したい。

19. 資料(10)別紙 1 第 5 項における「外部信用格付や市場情報などの公開情報」に債券の価格が含まれるのか確認したい。債券の価格が含まれるのであれば、この点を明確に記載して頂きたい。

20. 資料(10)別紙 1 第 10 項及び第 14 項は保有する債券が投資適格でない場合は、信用リスクが著しく増大していると判定することとなると読めるものの、保有する債券が投資適格でない場合は、この点のみによって信用リスクが著しく増大していると判定することはできず、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定が必要となると考える。

21. 資料(10)別紙 1 第 15 項における「信用力が非常に高い発行体の債券」について、「非常に」という単語によって適用要件が厳格になることを懸念するため、「信用力が高い発行体の債券」とすることを検討して頂きたい。

22. 資料(10)別紙 1 第 15 項における「（例：特定のソブリン債）」について、具体的な国名を挙げる又は具体的な格付以上のソブリン債と定める等の対応によって、より対象範囲を明確にすることができないか検討して頂きたい。対象範囲の明確化が難しい場合には、検討したものの明確化は難しいことを追記して頂きたい。

以　上